六の二　外国において中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十五号まで（第十二号を除く。）に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十五号並びに第九条の九第六項第三号及び第五号に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をしようとする場合

［六の三～七　略］

八　信用協同組合が法第四条の二第一項第一号から第四号までに掲げる会社を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項若しくは第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項の認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第六号から第九号までに掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項の認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）

八の二　その子会社が子会社でなくなった場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）

八の三　［略］

八の四　信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業業務高度化等会社にあっては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十号において同じ。）とした場合（第八号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

九　法第四条の四第三項の認可を受けて信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（前号又は第十二号に該当する場合を除く。）

［号を削る。］

十　その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は事業の全部の廃止を行った場合（第八号の二又は第八号の三に該当する場合及び次号に該当する場合を除く。）

十一　信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

［号を削る。］

十二　第六十四条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（信用協同組合等の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新

六の二　外国において中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十四号まで（第十二号を除く。）に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十四号並びに第九条の九第六項第一号の三及び第一号の五に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をしようとする場合

［六の三～七　同上］

八　信用協同組合が法第四条の二第一項第一号から第二号の二までに掲げる会社を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項若しくは第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第六号から第七号の二までに掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）

八の二　その子会社が子会社でなくなった場合（中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）

八の三　［同上］

八の四　信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（業務高度化等会社にあっては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（第八号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

［号を加える。］

九　その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

十　その子会社が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は事業の全部を廃止した場合（第八号の二に掲げる場合を除く。）

十の二　信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十の三　信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

［号を加える。］